幸せ実感都市『ながの』

空き家解体 跡地の利活用 をお考えの所有者のみなさまへ

今年度の受付は終了しました

令和６年度
長野市空き家解体跡地利活用事業補助金

対象となる解体跡地は？

●解体着手日又は補助金の交付を申請する日のいずれか早い日において、**市内の１年以上使っていない空き家**※１であり、**かつ空き家解体完了後１年以内に住宅又は店舗の建設工事に着手する敷地。**※2

※１空家等対策特別措置法に基づく空家等で、戸建住宅、延べ面積の半分以上が住宅の併用住宅、長屋建住宅に限る

※２補助金交付申請日以降に解体工事に着手する場合は、交付申請する日の属する年度の３月 31 日までに建設工事を完了し、かつ、実績報告書を提出できるもの

対象となる費用は？

●**解体跡地に、住宅又は店舗を建設する工事に要する費用**※1

※１外構整備費、申請費用等除く。

注）補助金の交付決定前に工事契約及び工事着手したもの及び公共事業等の補償の対象となっているものは、補助の対象となりません。

補助金額は？

●対象となる費用の

２割(20%)以内の額かつ上限１００万円を補助

注）連名で建設工事請負契約をする場合は、別に要件があります。

最大 100 万円 補助します!!

予算が無くなり次第終了

代理受領制度とは？

●代理受領制度は、建設工事費のうち補助金額分を市から建設工事業者へ直接支払うため、申請者は建設工事費全額を用意する必要がなく、補助金額を除いた金額のみを用意すればよい制度です。この制度が利用できるか、契約前に建設工事業者に確認してみましょう。

申請できる人は？

暴力団関係者ではない個人で、次の全てに該当すること

- **●空き家の所有権がある人**
- **●本市の税金を滞納していない人**
- **●所得金額が 1,200(収入金額 1,442)万円以下の人**
- **●建設敷地及び建物等を適切に管理できる人**
- **●長野市老朽危険空き家解体事業補助金や本事業に係る他の補助金等の交付を受けていないこと**
- **●解体跡地の利用について土地の所有権がある人の同意が得られていること**

その他の事項

●空き家が共有物であるとき及び相続人がいる場合やその方が申請する場合は、別に要件があります。

●申請などに必要な主な提出書類は、裏面の手続きの流れに沿って確認してください。

ながのご縁を

信都・長野市

TEL 026-224-8901

長野市 建設部 建築指導課 空き家対策室（第二庁舎７階）

FAX 026-224-5124 長野市ホームページ 長野市空き家跡地利活用補助金 検索

スマホで簡単読込

QR コード

補助事業の流れ

市

②受付、審査

交付決定

決定通知

⑥完了確認

交付確定

確定通知

⑨支払い手続

《通常》申請者の
指定口座へ支払い

《代理受領制度》
解体工事業者の
指定口座へ支払い

補助金交付

申 請 者

補助金申請か解体着手の
いずれか早い日において
１年以上使っていない
空き家が対象です

①補助金申請 注１

【①の提出書類】

・補助金交付申請書
・位置図
・空き家使用状況報告書
・土地と建物の登記全部事項証明書
・建設建物の配置・平面・立面図
・建設工事の見積書の写し
・建設工事工程表
・所得証明書
・市税の滞納がない証明書
・解体跡地の所有者、共有者又は相続人の同意書及び相続人の相続関係説明図
・誓約書
・算出基礎票
・《代理受領制度》代理受領事前届出書

③決定通知受理

工事費支払い

《通常》	《代理受領制度》
全額支払い	一部※支払い

※一部とは契約書の工事費額から
補助金の額を差し引いた額です

⑤実績報告 注２

【⑤の提出書類】
・実績報告書
・工事請負契約書の写し
・《通常》全額領収書の写し
・《代理受領制度》一部※領収書の写し
・工事写真（着手前、完了）
・建築基準法検査済み証の写し
　など

⑦確定通知受理

⑧補助金請求

【⑧の提出書類】
・《通常》請求書
・《代理受領制度》請求書及び解体工事業者が補助金を代理受領する委任状

《通常》⑩補助金受領

⑧の交付請求後 3～４週間後の支払い

解体業者

解体着手

解体着手日は①の補助金申請前でも後でも③の決定前でも後でもかまいません。ただし、解体完了後１年以内に建設工事に着手する必要があります。

解体完了

業者選定

工事契約

工事完了

解体完了から1年以内に建設工事着手

建設工事業者

見積り

代理受領制度が利用できるか解体工事業者に確認してみましょう

④契約・建設工事

・着手前、完了
　写真撮影
・建築基準法完了検査

領収書発行

**《代理受領制度》
⑩補助金受領**

注１　①の補助金申請は、補助金の交付を受けようとする年度の 12 月 28 日までに申請してください。
注２　⑤の実績報告は、建設工事完了日から 30 日以内又は交付決定した日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。